

食の安全安心推進体制図

令和5年4月1日

執行機関
宮城県食の安全安心対策本部

本部長 知事
 副本部長 副知事 本部員 関係部局長

<目的>
 食に対する安全安心施策を総合的に推進

- ・食の安全安心確保に係る基本計画の策定
- ・食の安全安心施策に係る総合調整及び進行管理
- ・その他食の安全安心確保に必要な事項

専門部会

- 輸入生き混入防止対策専門部会**
 部会長:副知事 幹事長:食産業振興課長
- 牛海綿状脳症対策専門部会**
 部会長:副知事 幹事長:食産業振興課長
- 無登録農薬問題対策専門部会**
 部会長:副知事 幹事長:食産業振興課長

生き産地等偽装防止特別監視チーム(オイスターGメン)
 生き産地等偽装防止特別監視員
 (塩釜班, 石巻班, 気仙沼班, 支援班)

食の危機管理対応チーム会議
 <みやぎ食の危機管理基本マニュアルに基づき開催>
 食と暮らしの安全推進課(リーダー)
 食産業振興課(サブリーダー)
 農政総務課, 農山漁村なりわい課, 農業振興課, みやぎ米推進課, 園芸推進課, 畜産課, 家畜防疫対策室, 水産林政総務課, 水産業振興課, 水産業基盤整備課, 林業振興課, 疾病・感染症対策課, 薬務課, 広報課, 復興・危機管理総務課

みやぎ食の安全安心推進条例
 平成16年4月1日 施行

<目的>
 県民が健やかな食生活を営むための食の安全安心の確保に向け、施策を総合的に推進する。

<主な内容>

- ・県, 生産者・事業者の責務, 消費者の役割
- ・食の安全安心基本計画
- ・食の安全安心の確保に関する施策

附属機関
みやぎ食の安全安心推進会議

設置年月日
 平成14年11月(条例制定以前から設置)

根拠
 みやぎ食の安全安心推進条例第15条

目的
 食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議する

所掌事務

- ・県の施策及び施策の評価
- ・関係者間の相互理解及び関係者の協働
- ・県民参加の促進
- ・その他食の安全安心の確保の推進に関すること

委員数
 15名
 学識経験者3名
 消費者5名(うち公募委員2名)
 事業者・生産者7名

会長 西川正純氏 宮城大学教授
 副会長 星清子氏 尚絅学院大学教授
 加藤房子氏 宮城県生活協同組合連合会

施策の推進
 食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)
 毎年、議会に実施状況を報告後、公表(条例第14条)

施策の総合推進
食と暮らしの安全推進課
 食の危機管理対応チーム会議・食の安全安心庁内連絡会議
 毎月開催し、施策の推進に努める

施策の実施

庁内連絡会議(食の安全安心推進員)		関係各課
食産業振興課	農政総務課	原子力安全対策課
農業振興課	みやぎ米推進課	自然保護課
家畜防疫対策室	園芸推進課	健康推進課
水産業基盤整備課	畜産課	農業政策室
疾病・感染症対策課	水産林政総務課	保健体育安全課
	水産業振興課	
	林業振興課	
	薬務課	

施策の実施

食の安全安心連絡員 地方懇談会等の開催	食の安全安心連絡員 地方懇談会等の開催
保健所・支所	地方振興事務所
食品衛生監視員等	食の安全安心担当

みやぎ食の安全安心県民総参加運動

生産者 事業者	消費者
みやぎ食の安全安心取組宣言者	みやぎ食の安全安心消費者モニター
提供する食品の生産、製造及び供給過程における自らの食の安全安心に係る取組を自主基準として定め、それを公開	食の安全安心に関心のある消費者が登録
	アンケート講習会
	食品工場見学会
	生産者との交流会等に参加

県民・議会, 市町村

県民